

# 年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会  
令和7年7月16日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	0件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2400262 号

厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2500007 号

## 第 1 結論

- 1 請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を令和 3 年 9 月 1 日から同年 7 月 26 日に訂正し、同年 7 月及び同年 8 月の標準報酬月額を 22 万円とすることが必要である。

令和 3 年 7 月 26 日から同年 9 月 1 日までの期間については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

- 2 請求者の A 社における令和 3 年 8 月 12 日の標準賞与額を 1 万円に訂正することが必要である。

令和 3 年 8 月 12 日の標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

## 第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 51 年生

住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 令和 3 年 7 月 26 日から同年 9 月 1 日まで

② 令和 3 年 8 月 12 日

私は、令和 3 年 7 月 26 日に A 社へ期間の定めのない従業員として入社し勤務しているが、厚生年金保険の資格取得日が令和 3 年 9 月 1 日になっている。勤務形態は、入社時から雇用契約書の内容と同一であったため、厚生年金保険の資格取得日を令和 3 年 7 月 26 日に訂正してほしい。

また、令和 3 年 8 月 12 日に賞与が支給されているので、賞与の記録として訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

- 1 請求期間①について、請求者が提出した給与支払明細書及び A 社が提出した賃金台帳、出勤簿、照会文書に対する回答並びに雇用保険被保険者記録により、請求者は、当該期間において同社に勤務し、厚生年金保険の被保険者資格要件を満たしていたと認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、被保険者記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者が厚生年金保険被保険者として負担すべき厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることが要件とされているところ、前述の給与支払明細書及び A 社が提出した請求者に係る賃金台帳によると、請求期間①に係る厚生年金保険料控除額が記載されていない上、同社は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していないと回答している。

以上のことから、請求期間①については、厚生年金特例法による記録の訂正は認められないものの、請求者は、当該期間において A 社に勤務し、厚生年金保険被保険者資格要件を満たし

ていたことは認められることから、厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を令和3年7月26日に訂正し、標準報酬月額については、前述の給与支払明細書、賃金台帳及び日本年金機構の回答から22万円と記録することが妥当である。

なお、上記訂正後の厚生年金保険被保険者期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

- 2 請求期間②について、請求者が提出した給与支払明細書及び当該期間に係る賞与の振込先とする入出金明細並びにA社が提出した請求者に係る賃金台帳により、請求者は、当該期間において同社から1万円の賞与を支給されていたことが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、上記1で述べたとおりであるところ、前述の給与支払明細書等によると、請求期間②の標準賞与額に係る厚生年金保険料控除額が記載されていない上、A社は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料を賞与から控除していないと回答している。

以上のことから、請求期間②については、厚生年金特例法による記録の訂正は認められないものの、請求者は、当該期間において、A社から賞与を支給されていたことは認められることから、標準賞与額を1万円と記録することが妥当である。

なお、上記の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。